

# 奈良市公報

号外第26号

平成18年12月11日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 告示

- 一般競争入札の実施(2件)..... 1
- 放置自転車等の保管..... 3
- 予防接種の実施の一部改正..... 4
- 放置自転車等の保管..... 4
- 奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示..... 4
- 放置自転車等の保管..... 4
- 生活保護法の規定による施術者の指定..... 4
- 放置自転車等の保管..... 4
- JR奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員選挙の当選人..... 5
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事業者の指定..... 5
- 放置自転車等の保管..... 5
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定..... 5
- 農業振興地域整備計画の変更..... 5
- 道路の位置指定(3件)..... 5
- 放置自転車等の保管(2件)..... 6
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事業者の指定..... 6
- 放置自転車等の保管..... 6
- 土地地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出..... 7
- 電話等による市税催告業務の委託..... 7
- 放置自転車等の保管..... 7
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出..... 7
- 生活保護法の規定による医療機関の指定..... 7
- 市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集..... 7

### 公営企業

- 一般競争入札の実施..... 7
- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定..... 9

### 選挙管理委員会

- 選挙人名簿からの抹消..... 9
- 選挙人名簿からの抹消の取消し..... 9
- 在外選挙人名簿からの抹消..... 9
- 奈良市選挙人名簿の抄本等の閲覧等に関する規程..... 9
- 奈良市選挙人名簿の抄本等の閲覧についての公益性の判断に関する基準.....12

## 告示

奈良市告示第629号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成18年10月16日

奈良市長 藤原 昭

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 大和中央道(菅原工区)街路改良工事
- (2) 工事場所 奈良市菅原町~宝来町地内
- (3) 工期 契約の日から平成19年3月29日まで
- (4) 工事概要 工事延長 L=334m  
道路土工 一式、地盤改良工 一式  
擁壁工 一式、舗装工 一式  
排水構造物工 一式、縁石工 一式  
道路付属施設工 一式、付帯工 一式
- (5) 予定価格 160,837千円(消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 最低制限価格 120,627千円(消費税及び地方消費税を除く)

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社または3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

### 3 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 日時  
平成18年10月16日から11月7日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 奈良市総務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

#### 4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成18年11月8日 午前9時30分

#### 5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

#### 6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
  - (3) 入札書に記名押印を欠く入札
  - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
  - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
  - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
  - (8) 入札金額を訂正した入札
  - (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

#### 7 議会の議決等

本件の工事請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の議決事件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、奈良市議会において議決されたとき、又は同法第179条第1項の規定による専決処分をしたときに本契約が締結されたものとします。

#### 8 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

- (2) 入札参加申請方法

平成18年10月19日から10月23日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

#### 9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

- (2) 入札参加者の決定通知

平成18年10月25日までに、共同企業体の代表者に通知します。

#### 10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課工事入札係

電話 0742-34-4743

（平成18年10月16日揭示済）

#### 奈良市告示第630号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年10月16日

奈良市長 藤原 昭

#### 1 入札に付する事項

浸水対策下水道築造工事（公4）川之上突抜北方町～川之上町地内ほか25件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

#### 3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所

告示日から平成18年10月19日までは入札控室、同月20日以降は監理課窓口

#### 4 入札の場所

奈良市役所入札室

<p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札を除く入札の無効 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札</p> <p>(3) 入札書に記名押印のない入札</p> <p>(4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札</p> <p>(5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札</p> <p>(6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札</p> <p>(7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札</p> <p>(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札</p> <p>(9) 入札金額を訂正した入札</p> <p>(10) その他市長の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。</p> <p>8 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便</p> <p>(2) 入札書の到達期限 平成18年10月26日</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効</p> <p>ア 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札</p> <p>ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p> <p>エ 入札書に記名押印のない入札</p> <p>オ 入札金額を訂正した入札</p> <p>カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札</p> <p>キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札</p> <p>ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書</p> <p>9 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成18年10月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。</p> <p>10 入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通</p>	<p>知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成18年10月20日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</p> <p>(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課工事入札係 電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略 (平成18年10月16日揭示済)</p> <p><b>奈良市告示第631号</b> 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成18年10月16日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成18年10月16日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄富雄駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設</p> <p>5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。</p> <p>6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>7 引取りのための必要事項</p> <p>(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。</p> <p>(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。</p> <p>ア 移動費 2,000円</p> <p>イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）</p> <p>8 連絡先 奈良市市民生活部市民安全室地域安全課 電話0742-34-1111代表</p>
--	---

(平成18年10月16日揭示済)

**奈良市告示第632号**  
 平成18年奈良市告示第628号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。  
 平成18年10月18日  
 奈良市長 藤原 昭

次のよう省略  
 (平成18年10月18日揭示済)

**奈良市告示第633号**  
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。  
 平成18年10月18日  
 奈良市長 藤原 昭

- 移動理由  
 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
 平成18年10月18日
- 移動対象区域  
 JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略  
 (平成18年10月18日揭示済)

**奈良市告示第634号**  
 奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
 平成18年10月19日  
 奈良市長 藤原 昭

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示  
 奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成14年奈良市告示第122号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第2号を次のように改める。  
 (2) 別表第3の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表の第2欄に定める設置根拠等により同表の第3欄に定める設置者が設置する施設の創設、増築又は改築  
 第4条第1項第3号を次のように改める。  
 (3) 第2条第2号に該当する場合  
 別表第3の第4欄に定める定員1人当たり基準単価に利用定員数を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額  
 別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条・第4条関係）

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 定員1人当たり基準単価(千円)
(1) 特別養護老人ホーム			

本体（小規模生活単位型） 老人ショートステイ用居室	老人福祉法第15条第4項	社会福祉法人	2,930  1,465
(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第5項	社会福祉法人	2,930

附 則  
 (施行期日)  
 1 この告示は、平成18年10月19日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この告示による改正後の奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成18年度以後の年度から新たに補助を受ける事業に係る補助金について適用し、平成17年度以前の年度から補助を受けている事業に係る補助金については、なお従前の例による。  
 (平成18年10月19日揭示済)

**奈良市告示第635号**  
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。  
 平成18年10月19日  
 奈良市長 藤原 昭

- 移動理由  
 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
 平成18年10月19日
- 移動対象区域  
 近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略  
 (平成18年10月19日揭示済)

**奈良市告示第636号**  
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましてので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。  
 平成18年10月20日  
 奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
清水一平		柔道整復	平成18年10月12日
しみず整骨院（清水一平）	奈良市三条町321-4美幸ビル2F		

(平成18年10月20日揭示済)  
**奈良市告示第637号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年10月20日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年10月20日揭示済)

奈良市告示第638号

平成18年10月22日に執行した大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により次のとおり決定したので、同条第5項の規定により公告します。

平成18年10月23日

奈良市長 藤原 昭  
記

1 JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
久保田 隆 一	奈良市大森西町14番12号
市 川 義 治	奈良市大森西町21番 5 号
大 西 正 純	奈良市大森西町21番11号
平 田 圭 吾	奈良市大森西町16番31号
米 田 忠	奈良市大安寺七丁目16番13号
石 田 勝 康	奈良市大安寺七丁目16番16号
岡 田 忠 勲	奈良市大安寺七丁目15番17号
巽 源 之	奈良市大安寺七丁目15番 7 号

(平成18年10月23日揭示済)

奈良市告示第639号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年10月23日

奈良市長 藤原 昭

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社 中西設備	代表取締役 山田五男	奈良県奈良市菅原町 669番地の1	平成18年 10月20日

(平成18年10月23日揭示済)

奈良市告示第640号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月23日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年10月23日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年10月23日揭示済)

奈良市告示第641号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成18年10月23日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
岡宮一彦	おかみや眼科	奈良市三碓3-11-1	眼科（視覚障害）	平成18年9月22日
門田光裕	吉田病院	奈良市西大寺赤田町一丁目7-1		

(平成18年10月23日揭示済)

奈良市告示第642号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成18年10月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
  - (1) 奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）
  - (2) 都祁農業振興地域整備計画
  - (3) 月ヶ瀬農業振興地域整備計画
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書（農業・農村整備計画書）の写しの縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市文化経済部農林課内

(平成18年10月24日揭示済)

奈良市告示第643号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年10月24日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	東大阪市鷹殿町1番10号
申請者氏名	オーエッチハウジング株式会社 代表取締役 清水 義道
道路の位置	奈良市秋篠新町249番地の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	47.80m
指定年月日	平成18年10月24日
指定番号	第18008号

(平成18年10月24日揭示済)

#### 奈良市告示第644号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年10月24日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	東大阪市稲田本町三丁目6番24号
申請者氏名	株式会社神名 代表取締役 大浦 一憲
道路の位置	奈良市神殿町380番地の11の一部
道路の幅員	最大6.01m 最小6.01m
道路の延長	22.16m
指定年月日	平成18年10月24日
指定番号	第18013号

(平成18年10月24日揭示済)

#### 奈良市告示第645号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年10月24日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市あやめ池南二丁目1番41号
申請者氏名	クリエイト関西株式会社 代表取締役 葛原 芳保
道路の位置	奈良市神殿町381番地の4の一部
道路の幅員	最大6.01m 最小6.01m
道路の延長	17.42m
指定年月日	平成18年10月24日
指定番号	第18014号

(平成18年10月24日揭示済)

#### 奈良市告示第646号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成18年10月24日
  - 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成18年10月24日揭示済)

#### 奈良市告示第647号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成18年10月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成18年10月25日揭示済)

#### 奈良市告示第648号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年10月26日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
松本工業 有限会社	代表取締役 松本和彦	京都府相楽郡精華町桜 が丘四丁目10番地11	平成18年 10月25日

(平成18年10月26日揭示済)

#### 奈良市告示第649号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年10月26日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年10月26日揭示済)

**奈良市告示第650号**

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、近畿日本鉄道株式会社及び近鉄不動産株式会社から次のとおり(仮称)登美ヶ丘駅前土地区画整理事業(奈良市域)の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項により公告します。

平成18年10月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 換地処分の年月日  
平成18年10月12日
- 2 換地処分の内容  
平成18年10月4日付け奈良市指令計市認第6号をもって認可した換地計画のとおり
- 3 町の名称の変更

新町の名称	現町の名称
中登美ヶ丘六丁目	北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部

(平成18年10月27日揭示済)

**奈良市告示第651号**

次のとおり電話等による市税催告業務を委託したので告示します。

平成18年10月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 受託者  
ジェーピーエヌ債権回収株式会社  
代表取締役社長 蓮田 輝孝
- 2 委託の期間  
平成18年11月1日から平成19年3月31日まで  
(平成18年10月27日揭示済)

**奈良市告示第652号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年10月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

- 平成18年10月30日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成18年10月30日揭示済)

**奈良市告示第653号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年10月31日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中島クリニック	奈良市鶴舞東町 2-11松下興産ビル1F	平成18年9月30日
田村クリニック	奈良市西大寺小坊町 5-1	平成18年9月20日
石崎眼科医院	奈良市小西町21-2	平成18年9月30日

(平成18年10月31日揭示済)

**奈良市告示第654号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年10月31日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人 中島クリニック	奈良市鶴舞東町 2-11松下興産ビル1F	平成18年10月1日
医療法人俊英会 石崎眼科医院	奈良市小西町 21-2	平成18年10月1日

(平成18年10月31日揭示済)

**奈良市告示第655号**

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成18年10月31日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年10月31日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市水道局告示第38号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良

市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成18年10月16日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

#### 1 入札に付する事項

鉛給水管布設替工事、市内神功一丁目地内他9件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

#### 3 設計図書等を示す日時及び場所

##### (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

#### 4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

#### 5 入札の日時

別表のとおり

#### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

#### 7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札  
なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

#### 8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成18年10月26日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効  
ア 入札に参加する資格のない者のした入札  
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札  
ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札  
エ 入札書に記名押印のない入札  
オ 入札金額を訂正した入札  
カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札  
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札  
ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

#### 9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年10月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

#### 10 入札参加資格の審査及び決定

##### (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

##### (2) 入札参加者の決定通知

平成18年10月20日までに入札参加申請者に通知します。

#### 11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市法華寺町264番地1  
奈良市水道局業務部経理課入札係  
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成18年10月16日揭示済）

奈良市水道局告示第39号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年10月30日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 サンコーハウス	代表取締役 谷良則	大阪府守口市淀 江町1番3号	平成18年 10月23日

(平成18年10月30日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第58号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、平成18年9月30日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成18年10月24日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日  
平成18年10月24日
- 2 抹消した者の氏名等  
別冊のとおり

別冊省略

(平成18年10月24日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。

平成18年10月24日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消の取消年月日  
平成18年10月24日
- 2 抹消の取消しをした者の氏名等  
別紙のとおり

別紙省略

(平成18年10月24日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、平成18年10月23日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年10月24日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日  
平成18年10月24日
- 2 抹消した者の氏名等  
別紙のとおり

別紙省略

(平成18年10月24日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第61号

奈良市選挙人名簿の抄本等の閲覧等に関する規程を次のように定めます。

平成18年10月27日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

奈良市選挙人名簿の抄本等の閲覧等に関する規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2から第28条の4まで（これらの規定を法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙人名簿の抄本の閲覧の申出)

第2条 法第28条の2第2項第4号及び第7項第4号並びに第28条の3第2項第5号に規定する閲覧事項の管理の方法は、次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 管理責任者
- (2) 閲覧事項の保管の形態及び方法
- (3) 閲覧事項の廃棄の時期及び方法
- (4) その他参考となる事項

2 法第28条の3第1項の規定による申出者が受託者である場合は、当該申出をするに当たり、当該委託関係を証明する書類を添付しなければならない。

(選挙人名簿の抄本の閲覧者の本人確認)

第3条 公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の2第4項第2号に規定する閲覧者に対して照会する文書は別記様式によるものとし、同号の奈良市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が適当と認める書類は国又は地方公共団体が交付した書類（同項第1号に掲げるものを除き、健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共の機関が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）とする。

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る調査研究の成果等の報告)

第4条 法第28条の3第1項の規定による申出者（国及び地方公共団体の機関を除く。）は、当該申出に係る調査研究が終了したときは、速やかにその成果等を委員会に報告しなければならない。

(選挙人名簿の抄本の閲覧の場所及び時間)

第5条 選挙人名簿の抄本の閲覧は、委員会の事務局又は係員が指定する場所において、執務時間内に行わなければならない。

(選挙人名簿の抄本の閲覧の方法)

第6条 閲覧者は、選挙人名簿の抄本を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 閲覧者は、選挙人名簿の抄本を前条に規定する場所から持ち出してはならない。

3 閲覧者が、選挙人名簿の閲覧の内容を他に写す場合は、その方法は筆記に限るものとする。

(選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表)

第7条 法第28条の4第7項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表は、毎年6月末までに、前年度分の状況を委員会の告示の例による方法その他委員会の委員長が適当と認める方法により行うものとする。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第8条 第2条から前条まで及び別記様式の規定は、在外選挙人名簿について準用する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧等に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年11月1日から施行する。

(奈良市選挙人名簿等の抄本の閲覧に関する事務処理要綱の廃止)

2 奈良市選挙人名簿等の抄本の閲覧に関する事務処理要綱(平成12年奈良市選挙管理委員会告示第11号)は、廃止する。

別記様式(第3条・第8条関係)

奈市選第 号  
年 月 日

氏 名 様

奈良市選挙管理委員会  
委員長 氏 名 印

照 会 書

年 月 日付けであなたを閲覧者とする選挙人名簿の抄本の閲覧の申出がありましたが、この照会書は、あなたが当該閲覧者本人であることを確認するため、申出書に記載されたあなたの住所あてに送付したものです。つきましては、あなたが閲覧者本人に相違ないときは下の回答書に記入、押印の上、閲覧の際に持参してください。

※ 閲覧の際には、本書と併せて官公署又は公共的機関が発行する証書等の書類(健康保険証、年金手帳等)を持参してください。

回 答 書

年 月 日

(あて先) 奈良市選挙管理委員会委員長

年 月 日付けの選挙人名簿の抄本の閲覧申出に係る閲覧者は、次のとおり私に相違ありません。

[ 閱 覧 者 ]

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(平成18年10月27日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第62号**

奈良市選挙人名簿の抄本等の閲覧についての公益性の判断に関する基準を次のように定めます。

平成18年10月27日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

奈良市選挙人名簿の抄本等の閲覧についての公益性の判断に関する基準

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の3第1項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧についての公益性の判断に関する基準は、次の各号に掲げるそれぞれの調査研究について、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の機関が行う調査研究にあつては、その調査研究が法令で定める事務を遂行するために必要であること。
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること。
- (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること。
- (4) 前3号に掲げるもの以外の調査研究にあつては、その調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

（平成18年10月27日揭示済）